

益城町の町有施設に対するネーミングライツ導入に関する基本方針（案）

1 趣旨

この基本方針は、益城町（以下「町」という。）が所有する施設等に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、対象施設や募集方法、応募者の選定方法等について基本的な事項をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

（1）ネーミングライツとは

町の所有する施設等の名称に、企業名や商品名などを冠した愛称をつける権利のことをいいます。町は民間事業者等に愛称をつける権利を付与する代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から命名権料（以下「ネーミングライツ料」という。）を収めていただきます。

なお、ネーミングライツを導入した場合、町ホームページや町広報誌などにおいて愛称を使用することとしますが、条例や規則に記載する施設の正式名称については変更いたしません。

（2）導入の目的

民間事業者との協働の下に、町が所有する施設を有効に活用することにより、新たな財源の確保と施設のサービスの維持・向上（新たな事業の創出や施設の維持管理費の確保等）を図ることを目的とします。

3 パートナー特典の設定

ネーミングライツ・パートナーに対し、施設内での商品PR、自社のホームページでネーミングライツ・パートナーであることをPRできる等の特典を設定することができます。

なお、特典の詳細については双方協議のうえ、契約書に定めます。

※指定管理者制度導入施設については、対象施設担当課・現指定管理者と特典内容について協議を行うものとします。

4 導入までの手続き

- （1）本方針案に関するパブリックコメントの実施
- （2）導入に関する調査等の実施（導入検討施設の予想年間来館者数など）
- （3）導入施設、募集条件の設定
- （4）ネーミングライツ・パートナーの募集
- （5）選定委員会の開催
- （6）優先交渉権者の決定
- （7）優先交渉権者との協議
- （8）ネーミングライツ・パートナーの決定及び協定の締結、新名称（愛称）の決定
- （9）施設の表示等の変更
- （10）新名称（愛称）の使用開始

新たに導入検討施設一覧への追加等を行う際は、必要に応じてアンケート調査等を実施し、導入対象施設の適否を含め、ネーミングライツの導入に関する町民の皆さまのご意見を伺います。
アンケート調査等の結果は公表するとともに、募集要項等の策定等に反映させます。

5 対象施設等について

町が設置している公の施設のうち、ネーミングライツの導入が可能と考えられる施設は、別紙1「ネーミングライツ導入検討施設一覧」のとおりです。

これらの施設は、施設の設置目的を考慮したうえ、次のような観点から導入が可能と考えているものですが、今後、町民の皆様のご意見等を参考にして、（経済状況や施設利用状況等を勘案して）、最終的に導入対象施設を決定します。

- ① 不特定多数の町民等が利用し、相当の利用者数が見込まれること
- ② 年間を通じてイベントが開催され、メディアへの露出が相当程度見込まれること

6 ネーミングライツの期間

原則3年以上とします。ただし、指定管理者導入施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

7 ネーミングライツ料について

(1) 用途

施設のサービスの維持・向上等のために必要な事業に用いることとします。

なお、民間事業者のネーミングライツ・パートナーへの応募の参考となるよう、また、町民の皆さまのネーミングライツに対するご理解が進むよう、用途を施設ごとに明らかにします。

(2) 算定方法

当該施設で行う事業等の必要経費、施設の入場者数、メディアへの露出状況、他市町村の状況等を勘案し、施設ごとに目安となる金額等を決定します。

(3) 支払方法

施設のサービスの維持・向上等に必要な財源を賄うための金銭による支払いのほか、施設を活用した協働事業の実施、物品・役務の提供（施設の維持管理、設備の更新、施設のグレードアップ）に代えることも可能とします。

8 愛称

(1) 愛称付与の条件

- ① 町民にとって、「親しみやすい」「わかりやすい」「呼びやすい」愛称とします。
- ② 施設の特性に応じて、必要により特定の地名やキーワードを含め、町が希望する条件を愛称として設定することができることとします。
- ③ 愛称が定着するまで、条例上の正式名称を併記することがあります。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として設定できないこととします。

- ① 法律および法律に基づく命令、条例、規則に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性及び宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張
- ⑥ 個人の宣伝に関するもの
- ⑦ 公平性・中立性を欠き、町民の誤解を招くおそれがあるもの
- ⑧ その他愛称として使用することが不適當であると町長が認めたもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。

ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとなります。

9 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集の実施

- ① ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとします。
- ② 募集に際し必要な事項は、施設ごとに募集要項等を定めます。
- ③ 募集にあたっては、町ホームページへの掲載や報道機関への資料提供等、幅広く周知します。
- ④ 町は必要に応じ、応募者に登記事項証明書や決算書類等の提出を求めることができるものとします。

(2) 募集期間

募集要項の発表から募集締め切りまで、原則として1カ月程度確保します。

(3) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 応募がなかった場合

募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集期間の延長や、募集条件を見直した上での再募集、募集の中止等を検討します。

(5) 応募資格

法人であること。但し、法令に違反した者、町税を滞納している者等、別に定める者を除きます。

(募集要項において定めます。)

※別に定める者の例・・・益城町広告掲載基準等より

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- ② 益城町から指名停止措置を受けている者又は益城町から不利益処分を受けている者
- ③ 町税を滞納している者又は正当な理由なく町に対する債務を履行していない者
- ④ その他、町のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと町長が認める者

(6) 応募方法

応募に際しては、原則として「別紙2」を用いるものとし、内容として次の事項が含まれているものとす

る。

- ① 応募する団体の名称、代表者名、所在地
- ② ネーミングライツを導入する施設等の名称
- ③ 希望する愛称案
- ④ ネーミングライツ料（年額）
- ⑤ 提案事業
- ⑥ 希望契約期間（原則 3 年以上）
- ⑦ 地域貢献に関する取組実績や地域貢献に関する考え方
- ⑧ その他

10 ネーミングライツ・パートナーの選定

(1) 選定委員会の設置

外部有識者を含む選定委員会を設置します。

選定委員会において、各委員が概ね次の選定基準（例）に沿って審査し、評点の合計が最も高い応募者を、選定委員会の優先交渉権者候補者の選定意見とし、最終的に町において優先交渉権者（※）を選定します。

なお、応募が一人のみであった場合も、選定委員会において町のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

[選定基準（例）]

- ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか（経営の安定性、事業内容、地域活動への理解・貢献、将来性）、町民に受け入れられるか（町民への知名度、町民の親しみ）
- 新名称（愛称）が町民に受け入れられるか（親しみやすさ）、浸透しやすいか（呼びやすさ）
- 町の希望する命名権料に比べてどうか 等

※優先交渉権者：応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ、町が最も有利な条件で契約できるものとして、他の応募者に優先して町が契約に係る交渉をする者をいいます。

(2) 優先交渉権者の選定結果通知について

全ての応募者に対し、優先交渉権者の決定について、審査を実施した日から、原則 1 カ月以内に文書で通知することとします。

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定

町は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は当該者をネーミングライツ・パートナーとして決定します。なお、優先交渉権者との協議が整わず、当該者が辞退した場合は、次点の応募者と協議を行います。

(4) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナー決定後、すみやかに当該団体の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を町ホームページや町広報誌により公表します。

1.1 契約について

(1) 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、町とネーミングライツ・パートナーの間で契約を締結します。また、契約締結したネーミングライツ・パートナーは、次回契約期間に関して優先的に交渉できるものとします。

(2) 契約の解除

町またはネーミングライツ・パートナーは、相手方の事情・瑕疵、ネーミングライツ料の未払い等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、契約満了を待たずに契約を解除することがあります。

なお、ネーミングライツ・パートナーの事情・瑕疵等による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

(3) 契約期間の満了

契約期間満了後のネーミングライツの継続実施の可否については、契約期間満了前に町とネーミングライツ・パートナー双方で協議を行い、判断します。

1.2 名称変更に伴う費用の負担

区 分	町	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ } ※2
契約期間終了後の原状回復		○ }
パンフレット、封筒等の町の印刷物や県ホームページの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 ネーミングライツ料の他に別途ご負担いただきます。

※3 町で発行している印刷物については、残部数や改定時期等を考慮し、ネーミングライツ・パートナーと協議したうえ変更時期を決定するものとします。

1.3 施行時期等

この基本方針は、 年 月 日から施行します。

なお、この基本方針は、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等に応じ、適宜、見直すこととします。

また、この基本方針に規定するネーミングライツに関するもので、本方針により難しいと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとします。

ネーミングライツ導入検討施設一覧

	施設名称	所在地
1	益城町町民憩の家	赤井 2167 番地
2	益城町総合体育館	木山 236 番地
3	益城町総合運動公園陸上競技場	木山 236 番地
4	益城町総合運動公園テニスコート	木山 236 番地
5	益城町町民グラウンド	宮園 302 番地
6	益城町文化会館	木山 381 番地 1

年 月 日

(導入対象施設名) ネーミングライツ・パートナー申込書

益城町長 様

以下のとおり(導入対象施設名) ネーミングライツ・パートナー募集に申し込みます。

申 込 者	所在地				
	ふりがな 事業者名称		⑩		
	ふりがな 代表者職名・氏名		⑩		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	FAX	
		E-mail			
	ふりがな 担当者氏名				
業種・事業内容					
提 案 内 容	対象施設名				
	希望する愛称案	日本語表記			
		ローマ字表記			
	提案金額(年額)				
	提案協働事業				
	希望契約期間				
地域貢献に関する取り組み実績や 地域貢献に関する考え方					
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法並びに諸法令、益城町の広告関連規定を遵守します。 ・暴力団構成員、暴力団の関係者ではありません。 				

※代表者の住所が益城町外の場合は、都道府県名及び市区町村までの記入で構いません。